

令和8年3月19日

教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第3回定例会記録

◇開会年月日 令和8年3月19日（木曜日） 午後3時55分開会

午後5時30分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 401会議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	宍 戸 健 悦
委 員 （教育長職務代理者）	今 泉 良 正
委 員	梶 谷 美智子
委 員	大 和 千 恵
委 員	依 田 晴 美

◇出席職員	事務局長	富 澤 成 久
	事務局次長	今 野 良 司
	事務局次長（教育・文化芸術振興担当）	須 田 恵 美
	学力向上推進監	仲 上 浩 一
	教育総務課長	木 下 智 由
	学校再編推進室長	高 橋 龍 一
	学校教育課長	山 田 敦 子
	学校安全推進課長	佐々木 伸
	学校管理課長	土 田 順 平
	生涯学習課長兼博物館長	高 橋 秀 和
	石巻中央公民館長	佐々木 康 夫
	図書館長	濱 田 久 美

◇書 記	教育総務課長補佐	津 田 忍
	教育総務課総務係長	阿 部 恭 子
	教育総務課主査	伊 藤 晃 子

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市特定事業主行動計画の改訂について
- ・幼児教育アドバイザーの職名の変更について

報告事項

- ・報告第3号 専決処分の報告について
- 専決第4号 令和7年度石巻市一般会計補正予算(第7号)(教育委員会の事務に係る部分)

審議事項

- ・第14号議案 石巻市子ども読書活動推進懇談会設置要綱
- ・第15号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令
- ・第16号議案 石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令
- ・第17号議案 石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の
公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令
- ・第18号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示
- ・第19号議案 石巻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置
実施計画(案)について
- ・第20号議案 教育財産の用途廃止について(旧石巻市立中津山第一小学校の一部)
- ・第21号議案 石巻市芸術文化センター名誉館長の再任について

追加日程

- ・第22号議案 職員の人事について

その他

午後３時３０分開会

○**矢野健悦教育長** ただいまから令和８年第３回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○**矢野健悦教育長** それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は大和委員にお願いいたします。

よろしくお願いします。

教育長報告

○**矢野健悦教育長** それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が３件、報告事項が１件、審議事項が８件、その他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

初めに、私から報告をいたします。

今月の学校の状況について報告します。

インフルエンザ等の感染状況は、２月に増加しましたが、３月に入って減少傾向になっており、昨日は１校２学級が学級閉鎖しておりました。

そのような中、小学校の卒業式につきましては、３月１８日に３校、本日１９日、２６校が行っております。

また、各中学校及び桜坂高等学校の卒業式につきましては、皆様にも出席頂きありがとうございました。

また、震災から１５年目となる今年から３月１１日を登校日として、みやぎ鎮魂の日の趣旨に応じた取組がなされました。校長講話をはじめ、地域の方々や石巻震災伝承の会や石巻災害支援ネットワークの方、それから震災当時の校長先生や教頭先生などを迎えて、当時の状況について貴重な話を聞くことができたものと思います。次年度以降も、震災の状況を語り継ぐ工夫した取組を期待しているところでございます。

各校とも、３月２４日に終了式を行い、２５日から学年末休業に入ります。新年度は４月８日水曜日から始業式や入学式が行われます。

桜坂高校の入学式も行われることとなっており、委員の皆様にも出席願いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、市議会第１回定例会は２月１０日に開会し、３月１９日までの３８日間で行われました。

条例、予算案等について、原案どおり承認頂き、本日閉会いたしました。概要につきましては次回定例会で御報告をいたします。

これで私からの報告を終わります。御質問等ございましたら、お願いいたします。

（「なし」との声あり。）

石巻市特定事業主行動計画の改訂について

○**中央健悦教育長** なければ次に、「石巻市特定事業主行動計画の改訂について」の報告を教育総務課長からお願いをいたします。

○**木下智由教育総務課長** はい。

それでは、石巻市特定事業主行動計画の改定について御説明申し上げます。

別冊1を御覧ください。

石巻市特定事業主行動計画は、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法(以下、次世代法と言います)、平成27年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、女活法と言います)に基づき、それぞれの計画を策定し、石巻市教育委員会においても、特定事業主として職員の多数の対応で柔軟な働き方や女性が輝ける職場づくりの実現に向けて、これまで取り組んできたところでありますが、二つの計画の内容について、重複する部分があることから、令和7年3月に策定した次世代法に基づく特定事業主行動計画第5期を改定し、令和8年3月までを計画期間としていた女活法に基づく特定事業主行動計画第3期の次期計画の策定にあわせて、内容を次世代法に基づく現計画と統合、一本化することにより、次世代法及び女活法に基づく一体的な特定事業主行動計画として策定しようとするものであります。

計画期間につきましては、次世代法に基づく現計画を令和7年4月1日から令和12年3月31日としており、根拠法の有効期限等を踏まえ、期間については変更しないことといたします。

また、これまでと同様に、市長、市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員及び農業委員会と共同で策定するものであります。

それぞれの項目の詳細につきましては、資料を御覧頂き、説明は省略させていただきたいと存じます。

なお、計画の推進体制につきましては、各年度において計画の実施状況を把握、点検した結果を踏まえ、その後の対策や計画の見直しに反映させることとしており、また、前年度の取組状況は、ホームページへの掲載等により公表することとしております。

説明は以上でございます。

○**中央健悦教育長** はい。

それでは、ただいまの報告に対して御質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

幼児教育アドバイザーの職名の変更について

○**中央健悦教育長** それでは、なければ次に、幼児教育アドバイザーの職名の変更についての報告を学校教育課長からお願いいたします。

○**山田敦子学校教育課長** はい。

それでは、幼児教育アドバイザーの職名の変更について御説明申し上げます。

表紙番号2の1ページを御覧願います。

初めに、②施策等を必要とする背景及び目的についてでございますが、幼児教育センター内

に配置している幼児教育アドバイザーは、人件費等について、現在、国から3分の1の補助を受けて活動しております。

一方、架け橋期のコーディネーターに対する国の補助率は2分の1となっております。現在、幼児教育アドバイザーは、幼児教育施設と小学校の両施設に対し、架け橋期のカリキュラムの作成、実施に向けた助言等を行っており、架け橋期のコーディネーターと同様の業務を行っております。

補助を受けるに当たり、職名を現在行っている業務内容に見合ったものにする必要があることから、今回職名を幼児教育アドバイザーから架け橋期のコーディネーターに変更するものでございます。

次に、④提案に至るまでの経過につきましては、幼児教育アドバイザーの職名について規定している石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規則を一部改正することについて、人事課へ依頼しているところでございます。

次に、⑥実施した場合の影響効果についてでございますが、職名を変更することにより、国からの補助金を補助率2分の1で受ける法的根拠が明確になります。

次に、⑦他の自治体との政策との比較検討についてでございますが、気仙沼市で架け橋期のコーディネーターを令和7年度から配置しております。

次に、⑧今後の予定及び施行予定年月日でございますが、施行期日を令和8年4月1日としております。

また、幼児教育センター設置要綱の一部改正も行う予定でございます。

以上で一般事務報告を終わります。

○矢野健悦教育長 それではただいまの報告に対して御質問等ございませんか。

大和委員。

○大和千恵委員 幼児教育アドバイザーと架け橋期のコーディネーターは同様の業務を行っているっていう説明だったんですけども、補助率が違うっていう点は分かったんですけど、その二つが個別にあるのには何か理由あるんでしょうか。

○山田敦子学校教育課長 はい。

幼児教育アドバイザーは幼児教育を担当するアドバイザーということで名前がついているんですけども、架け橋期というのは、幼児期とそれから小学校、この二つを架け橋をするということで、対象が幼児教育施設だけではなく小学校も対象になるということでそれぞれ役割が違うということになります。

本市では、今は業務としては既に架け橋期のコーディネーターの業務をしているんだけど、職名が幼児アドバイザーのままであったため、補助が本来であれば2分の1受けられたところが、3分の1しか補助が受けられなかったというところで、きちんと今やっている職務の内容と職名をあわせ、それに見合った補助を受けるというために変えるというところでございます。

○大和千恵委員 ありがとうございました。

○矢野健悦教育長 よろしいですか。そのほかございませんか。

(「なし」との声あり。)

報告第3号 専決処分の報告について

専決第4号 令和7年度石巻市一般会計補正予算（第7号）

（教育委員会の事務に係る部分）

○**矢野健悦教育長** それでは、なければ次に報告事項に入ります。

報告第3号、専決処分の報告についての専決第4号、令和7年度石巻市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

○**木下智由教育総務課長** はい。

それでは、報告第3号専決処分の報告についての専決第4号、令和7年度石巻市一般会計補正予算第7号、教育委員会の事務にかかる部分について御説明申し上げます。

報告につきましては、令和8年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月17日付けで、異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条2項の規定により報告するものでございます。

それでは別冊2の1ページから3ページを御覧願います。

なお、10款には教育委員会の事務に係る予算のほか、人事課の所管する人件費及びスポーツ振興課が所管するスポーツに関する予算が含まれておりますが、説明に関しましては、教育委員会の事務に係る部分についてのみ御説明させていただきますので御了承願います。

歳入・歳出予算ともに、補正前の額から1億8,930万9,000円を減額し、歳入歳出総額は9億5,515万3,000円となっております。

このうち、人事課の所管する人件費及びスポーツ振興課が所管するスポーツに関する予算を除いた教育委員会の事務に係る予算といたしましては、歳入・歳出予算ともに、補正前の額から1億8,839万6,000円を減額し、歳入歳出総額7億1,339万1,000円となっております。

初めに、歳出から御説明申し上げますので、2ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費で5,522万9,000円の減額をしております。

主なものといたしましては、26ページ、10款1項3目教育指導奨励費の説明欄1、奨学資金費で1,336万5,000円の減となっておりますが、これは主に奨学金の貸与実績に基づき、貸付金の減額をするものでございます。

2ページにお戻り願います。

次に、10款2項小学校費で7,152万円を減額しております。

主なものといたしましては、28ページ、10款2項1目学校管理費の説明欄1小学校管理費（教育総務関係）で6,152万の減となっておりますが、これらは、事業費の確定等に伴い、不要額を整理したものでございます。

2ページにお戻り願います。

次に、10款3項 中学校費で9,533万3,000円を減額しております。

主なものといたしましては、30ページ、10款3項3目学校建設費の説明欄1、蛇田中学

校校舍改修事業費で、6, 197万3, 000円の減となっておりますが、これらは事業の確定に伴い、不用額を整理したものでございます。

2ページにお戻り願います。

次に、10款4項高等学校費については、財源振替のみとなっております。

次に、10款5項幼稚園費で2, 130万円を減額しております。主なものといたしまして、34ページ10款5項1目幼稚園費の説明欄1、私立幼稚園施設等利用支援事業費で2, 700万円減額しておりますが、これは園児数減少に伴う実績に基づき、扶助費を減額したものでございます。

同じく説明欄2私立幼稚園施設型給付事業費に570万円を増額しておりますが、これは公定価格改定に伴い、扶助費を増額措置したものでございます。

2ページにお戻り願います。

次に、10款6項社会教育費に5, 498万6, 000円を増額しております。

主なものといたしましては、36ページ、10款6項2目文化財保護費の説明欄2、文化財ガイドボード等整備事業費に472万円を計上しておりますが、これは国の補正予算に伴い、文化財ガイドボード等設置工事費を措置したほか、予算の整理を行ったものでございます。

また、同項9目、文化芸術振興基金費の説明欄1、文化芸術振興基金費に5, 547万9, 000円を計上しておりますが、これは、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団の清算事務完了に伴う寄附金等を、文化芸術振興基金に積み立てるものでございます。

2ページにお戻り願います。

10款教育費7項保健体育費で、91万3, 000円を減額しておりますが、こちらはスポーツ振興課の所管する予算に関する補正のため説明を省略させていただきます。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入につきましても、そのほとんどが事業費の確定に伴う国県支出金の決定など、歳出予算と連動して予算を整理したものでありますことから、主な項目についてのみ御説明申し上げます。

1ページにお戻り願います。

13款使用料及び手数料について、1, 073万8, 000円を減額しておりますが、これは4ページ、13款1項7目教育使用料の説明欄1、市立高等学校授業料について、額の確定に伴い、予算整理したものでございます。

1ページにお戻り願います。

次に14款、国庫支出金で1, 879万9, 000円を減額しておりますが、これは各事業費の確定により、国庫負担金及び国庫補助金を整理したものでございます。

次に、15款県支出金で4, 168万円を減額しておりますが、これは各事業費の確定により、県負担金及び県補助金について整理したものでございます。

次に、16款財産収入に3万円を計上しておりますが、18ページの16款1項財産運用収入、1目、財産貸付収入、11節、教育総務収入の説明欄1、教職員共同住宅貸付け収入で42万円の減、2目利子及び配当金及び補配当金1節利子収入の説明欄4、文化芸術振興基金収入で45万円を計上したものでございます。

次に、17款寄附金に5, 622万7, 000円を計上しております。

これは、20ページ、17款1項寄附金4目教育費寄附金1節社会教育費寄附金の説明欄1、文化芸術振興費寄附金に5,502万9,000円を、2節小学校寄附金及び3節中学校費寄附金に、学校図書整備事業費として、11万8,000円、一般教材費として108万円の本市の教育事業に寄せられた寄附金を措置したものでございます。

1ページにお戻り願います。次に、18款繰入金で2,329万6,000円を減額しております。

これは、それぞれの事業実績に基づき、基金繰入れ額が確定したため、整理したものでございます。

次に、21款市債で8,520万円を減額しております。

続いて、繰越し明許費について御説明申し上げますので、40ページをお開き願います。

文化財ガイドボード整備等整備事業及び市指定文化財「和船」調査事業につきまして実施事業のスケジュール上、年度内に完了しないため繰越しするものでございます。

以上で報告を終わります。

○矢野健悦教育長 はい。

それでは、ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。
よろしいですか。

(「なし」との声あり。)

第14号議案 石巻市子ども読書活動推進懇談会設置要綱

○矢野健悦教育長 それでは、なければ次に審議事項に入ります。

第14号議案、石巻市子ども読書活動推進懇談会設置要綱を議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長。

○高橋秀和生涯学習課長兼博物館長 はい。

ただいま上程されました第14号議案、石巻市子ども読書活動推進懇談会設置要綱について御説明申し上げます。

本案は、これまで子供の読書活動の推進を図るため、庁内関係課(かい)長で構成しておりました石巻市子ども読書活動推進委員会におきまして、子ども読書活動推進計画の策定、それから計画に基づく施策の協議、連絡調整のほか、同計画の進捗管理等を行ってきたところでありますけれども、学校教育関係者、社会教育関係者のほか、子ども読書活動を推進する者を構成員に含めた石巻市子ども読書活動推進懇談会を設置し、多様な意見を踏まえた子ども読書活動を推進するため本要綱を制定するものでございます。

以下、条文に従いまして御説明申し上げますので表紙番号1の5ページから6ページを御覧願います。

初めに、第1条は懇談会の設置について定めるものであります。第2条は、意見を求める事項について、第3条は懇談会の組織について、第4条は、選任期間について、第5条は座長及び副座長について、第6条は会議について、第7条は庶務について、第8条は委任について定めるものであります。

次に、附則であります。本告示の施行期日を令和8年4月1日とするものであります。

また、今回本要綱につきましては、外部の方々を構成員とすることによりまして告示が必要となりますので、新規制定といたしましたことから、既存の石巻市子ども読書活動推進委員会設置要綱につきましては、令和8年4月1日付で廃止することといたします。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○矢野健悦教育長 はい。

それでは、ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

梶谷委員。

○梶谷美智子委員 懇談会の構成員について、ただいまの説明ですと外部の方を、というような御説明でした。

石巻市では子供の読書活動の推進ということでこれまでも取り組んできたわけですが、この懇談会の構成員に、私の考えとしてですけれども、外部の方ではなくなるのでちょっと当てはまらないかもしれないんですが、子供の読書活動というのはやはり、学校に入ってからだけじゃなくて、幼児期からの読書指導というか、幼児期に子供と本を結びつけるというか、そういった取組が非常に大事になってくると思うんですね。

それで、先ほど架け橋期のコーディネーターのお話がありましたけれども、幼児教育施設と小学校を結ぶコーディネーターの方の役割ってすごく大きいと思うんですが、そういった方をメンバーに入れるというようなことはやはり難しいんでしょうか。

コーディネーターの役割というところで、先ほどのお話だと教育内容や指導方法等への助言というのも入っておりますので、メンバーとして入っていただけると、幼児期の読書の推進というふうなことでコーディネーターの方にも力を発揮していただけるし、より読書活動の推進に繋がっていったらいいなという願いもあってお話いたしました。

○高橋秀和生涯学習課長兼博物館長 はい。お答えします。

要綱でいきますと多分、第3条の2項の5号の「その他教育長が必要と認める者」というところで読み取れるかとは思いますが。

ただですね、最終的な人選につきましては、事務局内でもう一度さらに各団体から推薦を頂いたりとかいろいろございますので、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○矢野健悦教育長 構成員が15人ということですので、今の御意見もできるだけ反映できるように考えていただきたいと思います。

では、ほかにありますか。

大和委員。

○大和千恵委員 同じように構成員のところなんですけれども、やはり、小学校の子供とかを見ていると、担任の先生が読書が好きな先生で、たくさん読みましょうっていう声掛けを子供によくしてくださる先生だと本当に子供もたくさん読むようになって、年間に借りる本の数がすごく増えたりだとか、現場で、子供たちの読書の様子とかをすごくよく見てらっしゃる学校の先生もいらっしゃるの、学校教育関係者っていうと、校長先生とかその辺りの方が入れるのかちょっと分からないんですけど、子供たちの様子を近くで見えて、読書をすごく推進されている先生方もたくさんいると思うので、現場の生の声というかそういうのが入るよう

な形で推進していけると良いのかなと感じました。

○高橋秀和生涯学習課長兼博物館長 はい。お答えいたします。

今の件につきましても、事務局内で十分に検討させていただきます。

ありがとうございます。

○宍戸健悦教育長 現場の声というのは大事だと思いますので、ぜひよろしく願いします。
ほかにございませんか。

依田委員。

○依田晴美委員 先ほどの懇談会の構成員のことで、ちょっと書いていない部分で、学校司書さんの声というのにも入るような懇談会にしていだけるといいかと思います。

結局は子供が本のあるところに行くかどうかにかかっているので、読書しましょうって言うても手元に本がなければ読書ができないので、それを支えているのが学校司書さんだと思いますので、ぜひ学校司書さんの御意見も反映されるような懇談会にしていだければと思います。よろしく願いします。

○高橋秀和生涯学習課長兼博物館長 はい。ありがとうございます。

今、3人の委員の方からいろいろ御意見を頂きました。

それらも含めて、十分に事務局内で検討させていただいた上で、懇談会のほうの構成員というものを選任という形にはなるんですけども、選任をしていきたいというふうに考えております。よろしく願いします。

○宍戸健悦教育長 では、これまでの御意見を活かしながら、よろしく願いいたします。
では、そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」との声あり。)

○宍戸健悦教育長 それでは、ないようでしたら第14号議案石巻市子ども読書活動推進懇談会設置要綱は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

○宍戸健悦教育長 異議がありませんので、第14号議案については、原案のとおり可決いたします。

第15号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

○宍戸健悦教育長 第15号議案、石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

○山田敦子学校教育課長 はい。

では、ただいま上程されました第15号議案、石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

本案は、特別支援教育共同実習所の所長の専決事項として、特別支援教育共同実習場運営会議に関すること及び所属物品の管理に関することを加え、実習場における事務の迅速化を図るものでございます。

また、あわせて3月31日をもって廃止となる震災心の支援室長の専決事項を削るものでござ

ざいます。

以下、改正内容について御説明申し上げますので、表紙番号1の7ページ、あわせて表紙番号3、訓令等新旧対照表の1ページを御覧願います。

初めに、専決事項について定めている別表の特別支援教育共同実習所長の項について、5、特別支援教育共同実習所運営会議に関すること及び6、所属物品の管理に関することを加えるとともに、震災心の支援室長の項を削るものでございます。

次に、附則であります、本訓練の施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。

以上でございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○矢野健悦教育長 はい。それではただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

(「なし」との声あり。)

○矢野健悦教育長 では、ないようでしたら、第15号議案石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

○矢野健悦教育長 それでは異議がありませんので、第15号議案については原案のとおり可決いたします。

第16号議案 石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

○矢野健悦教育長 第16号議案、石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○木下智由教育総務課長 はい。

ただいま上程されました、第16号議案、石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

本改正は、市長部局の石巻市公印規程が改正され、廃止した公印(以下廃印という)の保存期間及び廃棄に関する手続を明文化するとともに、台帳による公印の管理方法の簡素化を図るため、廃印簿を廃止し公印台帳に一本化することとしたことから、教育委員会においても同様の見直しを行い、石巻市教育委員会公印規程を改正するものであります。

それでは改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の8ページ、あわせて表紙番号3訓令等新旧対照表の3ページを御覧願います。

石巻市教育委員会公印規程第8条は、公印の廃止について定めたものですが、同条第2項中「、公印台帳から当該廃印の登録された台帳を抜き取り、これを廃印簿に綴り込み」を削るものです。

また、同条に、第3項及び第4項を加え、廃止した公印の保存期間及び保存期間を満了した公印の取扱いについて定めるものでございます。

次に附則でございますが、本訓令の施行期日を令和8年4月1日とするものです。

また、経過措置としてこの訓令の施行の際、現に保存されている廃印のうち、平成17年3月31日以前に廃止されたものを除く廃印の保存期間は、この訓令による改正後の石巻市教育委員会公印規程第8条第3項に定める期間とし、同項第2号に規定する期間を超えて保存され

ている廃印については、改正後の本規定第8条第4項の規定により処分するものとします。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○矢野健悦教育長 はい。ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

梶谷委員。

○梶谷美智子委員 質問ではないんですけども、ただいまの8ページの説明によれば、新旧対照表の3ページの改正の3ですね、(1)これは市長印となっておりますけれども、ここは、委員会印、教育長印、教育長職務代理者印、でよろしいでしょうか。

8ページの3の(1)に書かれているものと対照表の(1)に書かれているものがちょっと違うように思うんですけども、お願いします。

○木下智由教育総務課長 はい。

そうですね、委員会印、教育長印、教育長職務代理者印ということで、あと、こちらですね、石巻市の公印規程を教育委員会の規程と読み替える部分もあるんですけども、ちょっとここは、今確認させていただきます。申し訳ございません。

○矢野健悦教育長 はい。教育総務課長。

○木下智由教育総務課長 失礼いたしました。

すみません、説明のとおりですね、新旧対照表のほうが誤りでしたので、ここは、委員会印、教育長印、教育長職務代理者印が永年というところでもございましたので、資料のほうを訂正させていただきます。

規程自体はこのとおりでございますので、大変失礼いたしました。

○矢野健悦教育長 では、16号議案の議案に書いてある文章のとおりというふうなことで訂正させていただきます。

そのほか質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり。)

それでは、ないようでしたら、第16号議案、石巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令は原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

では、異議がありませんので、第16号議案については原案のとおり可決いたします。

第17号議案 石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の 公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令

○矢野健悦教育長 第17号議案、石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令を議題といたします。学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○山田敦子学校教育課長 それでは、ただいま上程されました第17号議案、石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

本案は、宮城県の職員等の旅費に関する条例が一部改正され、本訓令で引用している旅行命令権者の定義が、県の旅費条例の第4条第1項から第2条第1項第4号で規定されることにな

ったことに伴い、県の旅費条例と整合性を図るため改正を行うものでございます。

以下、改正内容について御説明申し上げますので、表紙番号1の9ページ、あわせて表紙番号3、訓令等新旧対照表の4ページを御覧願います。

初めに、第2条第3号で規定する旅行命令権者の定義について、県の旅費条例の引用条項を第4条第1項から第2条第1項第4号に改めるものでございます。

次に附則であります、本訓令の施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。以上でございます。

御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中央健悦教育長 はい。

それではただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」との声あり。)

○中央健悦教育長 それでは、ないようでしたら、第17号議案、石巻市教育委員会に属する県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

○中央健悦教育長 では、異議がありませんので、第17号議案については原案のとおり可決いたします。

第18号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示

○中央健悦教育長 第18号議案、石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示を議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長。

○高橋秀和生涯学習課長兼博物館長 はい。

ただいま上程されました第18号議案、石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示について御説明申し上げます。

本案は、これまで学校体育施設開放事業におきまして、定期的な利用のみを想定しておりましたが、学校体育施設は、地域や子供会のイベントをはじめ、各種練習大会等の会場として利用されており、その利用の判断を各学校に委ねてきたところでございます。

また、年に数回程度の利用にもかかわらず、定期利用として登録し、その利用枠を確保してしまう団体もございましてことから、新たに一時利用の規定を設けることで、より多くの団体が学校体育施設を利用できるようにするものであります。

あわせて、学校体育施設開放事業における利用時に生じた人身及び物損事故について、これまで内規で対応していたものを、本要綱に基づき、報告を求めることとし、また、同様に登録団体の登録内容に変更が生じた場合の届出についても、本要綱に基づき、速やかに届け出ることを規定するとともに、文言を整理しようとするものであります。

それでは、改正内容について、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1の1

0ページから19ページ、あわせて表紙番号3、訓令等新旧対照表の5ページから16ページまでを御覧願います。

初めに、第3条第1項は、「開放指定校の推薦を受けた団体」としていたものを「確認を受けた団体」に改めるとともに、団体利用団体以外の個人利用を対象外とすることを明確にするため改めるものであり、第2項は「開放指定校利用団体登録申請書(兼推薦書)」を「兼確認書」に、それから、石巻市スポーツ協会または開放指定校の承認・確認を受け、改めるものでございます。

また、第4項は登録団体の登録内容に変更が生じた場合の届出を新たに規定するものであります。

次に、第8条は利用の区分として新たに一時利用の区分を設けますとともに、一時利用する場合の基準を定めるため、条を追加するものであり、このことによりまして改正前の第8条以降は1条ずつ繰り下がるものでございます。

次に、第9条は利用の部分を定期利用と一時利用としたことに伴い、利用許可申請書及び利用許可書の名称を改めるものであります。

次に、第12条は条文の繰下げに伴い改正するものでございます。

次に、第15条につきましては、学校体育施設の利用中において、事故等が発生したときの報告について規定するものであります。

次に、附則であります、本告示の施行期日を令和8年4月1日とするものであります。以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○宍戸健悦教育長 はい。

それでは、ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

今泉委員。

○今泉良正委員 学校開放について、一時利用がこういうふうに定められたってのは非常にいいことだなと思っております。今まで、特に体育館については、利用団体ががっちり固まっていて、新規団体の入り込める余地がなかった。ただ、こういう要綱ができたのはいいのですが、実際問題年数回しか使わない団体が年間取ってしまうということに対して、何らかの措置がとれるのかどうか、ちょっとその辺のところをお聞きしたいと思います。

○高橋秀和生涯学習課長兼博物館長 はい。お答えいたします。

一時利用の件は今泉委員から言われたとおりでございまして、やはり新規の団体がなかなか入れないということを、他利用団体からかなりお話を頂いておりまして、今回事例を設けたものでございます。

それで、ちょっと今、なかなか年に何回というのを申請する規程が特に無いものですから、特にペナルティというのはなかなか難しいところはあるんですけども、基本的に年に2回ぐらいですね、学校に活用状況のほうは確認させていただいて、活用頻度の少ない団体につきましては、私ども生涯学習課のほうから、取下げをするなりということのお願いをしているところでございます。

ただ、今年度ですね、団体とお話ししたときによくあるのが、子供たちが大きくなってしまってもう石巻にいないと。ただ、年末やお盆時期に帰ってきたときに使いたいということで押

さえてしまう団体がどうしてもいるというお話もお伺いしたものですから、そういった方々は一時利用にしてくださいということで、今回もそのような形で、お話を偶然聞いた団体数件につきましては、一時利用の制度に移行してほしいという願いをしたところでございます。

今回、4月から改正後の実施要綱が施行されますことから、今は年に2回ぐらいやっていますが、利用頻度を確認する際に一時利用のほうに切替えていただくということを、私ども生涯学習課で対応していきたいというふうに考えております。

○中央戸健悦教育長 今泉委員さんよろしいですか。

○今泉良正委員 よろしく申し上げます。

それで、ちょっと話は逸れるのですが、放課後子ども教室が、年々石巻市でも数が増えていて、大変いい傾向だなと思うんですが、誤解を受けているようで、この放課後子ども教室の実施している団体が学校開放を利用している団体だというふうな誤解も受けているようです。全く別のものであるのですが、学校を使っている団体っていう長年ずっとやってきていますので、その中で新たな学校開放の団体ではないんですが、放課後子ども教室がそういう団体で侵略されている、みたいなことも思われているところもあるようですので、ぜひこの辺のところもいろんな形で周知していただければと思いますよろしく申し上げます。

○高橋秀和生涯学習課長兼博物館長 はい。お答えします。

この前今泉委員とちょっとお話した際にもお伺いはしておりました。

それで、なかなか放課後子ども教室のほうの周知が行き届いてないという部分が確かにあったのかなあというところもございまして、令和8年度からになりますけれども、新規で4つ、今のところ開設する予定もございまして。

そういったこともありまして、新たに開設する所、それから今までやっている放課後子ども教室の周知という部分をですね、学校のほうにチラシを配らせていただくなり周知をやりたいなというふうに思っております。

あとは、どうしても開放事業で、何て言うんでしょう、既得権のようになってしまっているところも正直ございます。

今回、利用登録の説明会でも、これもかなり抵抗を受けたんですけども、今までは優先順位がこれまで使っていたところ、説明会に来たところというふうなものにしていたんですけども、今年度からそこですね、既存の団体というところは優先順位をちょっと下げまして、基本的に新規を入りやすいようにはさせていただきましたので、今後もそういうふうに新しいところ、どんどんいろんなところに使っていただいて、学校開放施設を有効に利用していただくというものが本来の事業目的でありますので、そういった見直し等々しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中央戸健悦教育長 この定期というのと一次というところですね、今後、運用する中で、内規的にその優先順位だとか、その辺ももう1回確認をしながらね、そして、定期、一次というのはどこまでを一次とするのか、定期はどこなのかっていうのは、もうカレンダー上できっちり入れるとかですね。

タブレットやパソコンを使えばもう年間の日にかきで確定できますので、その辺のチェックもしっかりできるように、期間を置いて確認をしながら運用を進めていって、さらにまた状況

に応じて、確認をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、そのほかございませんか。

大和委員。

○大和千恵委員 先ほどの説明で、今までは既存の団体を優先的にということで、これから新規の団体も入っていけるようにということだったんですけど、その決め方というか、何か同じ時間帯にかぶったら抽選とかなのか。既存の団体も、急に入れなくなって、活動場所がなくなったりしても困るのかなあと思ったので、その辺はどういう仕組みなのか教えていただければと思います。

○高橋秀和生涯学習課長兼博物館長 はい。お答えします。

基本的には登録する前に希望を頂いております。

その中で、今回からは、2月に実施した登録のための説明会に来た団体を第1優先で、既存は第2優先というところにさせていただいて、一旦各学校の時間帯や使う場所で割り振りをした上で、その優先を置いていった上で、あとは曜日ですね、どちらか譲り合っていただくとかそういう調整をさせていただきました。

それから多いのが、同じ団体で複数の学校を利用されているところも呼びかけてありますので、そういったところは他の空いている学校に回っていただいたりとかですね、そういうような調整をさせていただいて、なるべく御希望には沿うようにしてますが、どうしても旧市内の学校については、利用希望する団体が多いものですから、なかなか希望が叶わないというところもあるんですけれども、できる限り先ほどの優先順位に基づいて曜日や時間を変えてもらうとか、半面使ってもらうとかですね、そういったことで調整はできるだけさせていただいているという状況でございます。

○穴戸健悦教育長 よろしいですか。ではそのほかございませんか。

(「なし」との声あり。)

○穴戸健悦教育長 それでは、ないようでしたら第18号議案、石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

○穴戸健悦教育長 では、異議がありませんので、第18号議案については原案のとおり可決いたします。

第19号議案 石巻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置 実施計画(案)について

○穴戸健悦教育長 第19号議案、石巻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)についてを議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○山田敦子学校教育課長 ただいま上程されました、第19号議案、石巻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)について御説明申し上げます。

本案は、公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が一部改正され、改正後の給特法第8条第1項の規定により、各教育委員会は、服務監督する教育職員に関

する業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることが義務づけられたことから、今回、本計画を策定するものでございます。

以下、計画内容について御説明申し上げますので、別冊3を御覧願います。

それでは1ページをお開きください。

初めに、1、計画の趣旨、現状についてでございますが、給特法の改正により、服務監督を行う教育職員に係る業務量管理・健康確保措置実施計画を策定、公表することが義務づけられたことや、依然として教職員の長時間勤務が課題となっていること等を記載しております。

(2)本市の現状につきましては、令和6年度の教育職員の時間外在校等時間の状況を表にまとめたものを掲載しております。

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は全体で34.7%、80時間を超える割合も5.0%となっており、特に中学校、高校で高くなる傾向となっております。

2ページを御覧ください。2、目標につきましては、令和11年度までに、(1)時間外在校等時間に関する目標として、1か月時間外在校時間等時間が45時間以下の割合を100%にすること及び1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を小学校で30時間、中学校、高校では40時間程度とするとしております。

なお、1年間における1か月時間外在校等時間に関する目標については、現在、小学校と中学校で分けて設定しておりますが、今後、状況を見ながら、中学校、高校についても30時間程度とすることを目指すこととしており、国の求めている基準を満たすものとしております。

(2)ワークライフバランスや働きがい等に関する目標としては、ストレスチェックにおけるワークエンゲージメントに関する質問で、肯定的な回答の割合が80%になること及び高ストレス者に対し、必要な支援を行うことを目標としております。

3、計画の期間につきましては、令和8年度から令和11年度までとしております。

4、実施する業務量管理、健康確保措置の内容につきましては、(1)業務の3分類を踏まえた業務の見直しとして、業務を国で示している業務の3分類に分け、それぞれの類型ごとに業務の見直しを図っております。

学校以外が担うべき業務の主なものとしては、登下校時の通学路における日常的な見守り活動や、放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応については、保護者や地域住民が行っている見回りに委ねることとしておりますほか、学校徴収金の整理・統合や、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など、学校では対応が困難な事案については、市長部局にある苦情等に対応する相談窓口の活用を推進し、相談しやすい環境を整備することとしております。

3ページを御覧ください。教師以外が積極的に参画すべき業務の主なものとしては、調査・統計等への回答については、デジタル技術を活用して負担軽減を図るほか、学校プールについては開放時期を前倒しし、利用期間を短縮することで教職員の負担軽減を図ること、部活動の地域展開や部活動指導員の配置などを行うこととしております。

教師の業務が負担軽減を促進すべき業務の主なものとしては、校務支援システムの機能の活用による授業準備や、成績処理等の事務負担の軽減や、就職指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材との連携、特別支援教育支援員等の人材の配置などを行うこととしております。

(2) 学校における措置の推進につきましては、授業時数の見直し学校行事の精選、統合、デジタル技術の活用による校務の効率化の推進、管理職のマネジメント力の向上などに取り組むこととしております。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組については、1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対する面接指導の実施、ストレスチェックの実施を通じた働きやすい職場環境の構築、年次有給休暇取得の促進、定時退校日の設定の促進、休憩時間の確保などに取り組むこととしております。

5ページを御覧ください。5、関連する取組、今後のフォローアップについては、教育職員の在校等時間の状況の把握と公表、児童生徒の支援に当たる人材の確保、管理職向けのマネジメント研修の充実、保護者や地域の理解促進を図っていくこととしております。

以上でございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○宍戸健悦教育長 はい。それでは、ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

今泉委員。

○今泉良正委員 はい。

大変御苦労さまです。国の方針で作らざるを得ないということで、なかなか難しい部分もあるんじゃないかなと思います。

この計画そのものについて改めて検討ということではありませんが、一つ、補導された児童生徒の引取り等なんていうのについては、私も今までに経験があるのは、大河原の警察署から呼ばれたことありますが、どうして私の電話番号を知っているんだろうと思いましたけども、こういうのは警察に強く訴えてですね、やっぱり保護者に、第一に連絡するということは徹底していければいいのかななんて思いますので、よろしくお願いします。

それから、いろいろな保護者等からの過剰な苦情とか不当な要求等の相談窓口なのですが、これは国の方針的には、教育委員会内に、例えば何らかの相談窓口をつくったりなんていうことも示されておりますので、今後この辺もぜひ検討していただければいいのかなあとと思います。なかなか難しいとは思いますが。

それから、もう一つは、弁護士等の専門家を活用できる環境ということも示されていますが、これは今、どうなのでしょう。昔は弁護士の方がいらっやって、気軽に相談できる環境があって、私も非常にいろいろ助けられたことがありましたので、ぜひ今後そういうところがあればいいなと思っております。

あと、11時間を目安とする勤務時間インターバルの確保に取り組むということですが、ちょっと疑問で、各学校で例えば、生徒指導上のいろいろな問題があつて夜遅くまで会議を行ったなんてなったときに、11時間のインターバルをとると、次の日朝遅くの出勤となるわけですが、これは実際に本当に、どうなのでしょう。各学校ごとにやる・やらないってなったらちょっと問題なのかなあなんていうふうに思いますので、その辺もある程度統一する必要があるのかななんていうふうに思っております。

あと、もう一つ最後にですね、いずれにせよ学校で市の計画に基づいて、学校の実効性のある計画をつくらなくちゃいけないということになります。

そのためには、当然、地域の方、保護者の方の御協力を得るということで、協議する場というのは学校運営協議会が適当だということで、学校運営協議会のないところはどうするんだろ

うと。国では、学校評議員とか学校関係者評価委員会を使うようになっていますが、やはりこれは学校運営協議会の一つの大きな役割と、もう一つは、地域学校協働活動推進員、石巻市では学校支援地域コーディネーターになりますが、この人達の役割が非常に大きくなると思いますので、ぜひこの学校運営協議委員会、この話合いですね、国でも文科省でもその話合いの仕方について資料も出しております。その辺のところが、各学校運営協議会で、より実効性のある話合いができるよう、それから、地域学校協働活動推進委員が、有効的に活動できるようなことで、ぜひ教育委員会としてもいろいろな研修会等や、伴走支援をしていただければと思います。

○山田敦子学校教育課長 ありがとうございます。

まず1点目、警察にもぜひこういうことを今学校では行っているんだというところを共有をさせていただきたいと思います。

それから、苦情等不当要求等の窓口については、「窓口です」と示すことは難しいんですけども、今も似たようなところは指導主事が中心となって担っているところもございますので、この形を継続していつて、それでも、ちょっと厳しいかなというときには、総務部総務課に弁護士がいらっしゃいまして、今もちょっと法的にどうなのかなっていうときには、気軽に相談に乗っていただいておりますので、今後もそこは連携しながら進めてまいりたいと思います。

あとは、県のほうでも、スクールロイヤーというところで、研修会を初め相談活動も行いますよというお話を頂いておりますので、ぜひ学校と共有して、活用のほうを図ってまいりたいと思います。

4点目はインターバルについて、11時間ですが、今のところは、例えば、修学旅行の翌日であるとか宿泊活動の翌日の勤務時間について、もし、次の日が勤務であればというところですが、今のところは、現実的にはそのようなケースが、実際の運用になるのかなと想定しております。

それから最後、CSでというところで、これは本当にそのとおりでございまして、これを1月、2月の校長会等で、呼びかけてまいりました。

そうしたところで今泉委員からの御指導もありまして、保護者向け、教職員向けのチラシも再度配らせていただいて、あと3分類も一緒に配らせていただいて、最後のCSの会議の報告が今続々上がってきておりますが、これを議題として話し合っている学校がほとんどだなというところで実感しております。

内容はこうしようという具体のところまでいきませんが、特に3分類のところを見て、ぜひ地域の方、CSの方々の御協力が必要だすっていうところを、各学校では投げかけているように感じております。

来年度からこれを実施していくことになりますけれども、教育委員会としましては、今お話がありました実効性というところで、検証しながら計画の見直しをしていかななくてはいけないかなと思っているところです。以上です。

○中央健悦教育長 はい。よろしいですか。

○今泉良正委員 すみませんもう一つだけ、校務支援システムにより、時間外在校時間を把握ということになって、ちょっと校務支援システムについてよく知らないのですが、これも把握

できるっていうことですね。

○山田敦子学校教育課長 校務支援システムの機能を活用することで、業務量の負担を減らしましょうというところで、まずそれが1点です。

それから出退勤管理につきましても、校務支援システムで行うことができるということです。

○宍戸健悦教育長 はい。よろしいですか。

梶谷委員、どうぞ。

○梶谷美智子委員 お話がまとまったところであれなんですけれども、2ページの目標の(2)、ワークライフバランスや働きがい等に関する目標のところ、私はこのストレスチェックの質問の内容ってというのがよく分からないで話をするんですけれども、「仕事をしていると活力がみなぎるように感じる」で肯定的な回答というところがあります。

これはやはり、まさに働きがいに関する質問であって、その割合が80%になることを目指す、これについてよく分かります。

加えて、やはり教職員自身が、退勤時間を決めて仕事をしているかということも、大きいのかなあと私は考えています。

それをここに入れる、入れないではなく、その質問内容というのも、中身も分からないでお話しして申し訳ないんですけれども、やはり大事なことになるのかなあと思ってお話いたしました。

○宍戸健悦教育長 はい。学校教育課長。

○山田敦子学校教育課長 はい。ありがとうございます。

まず、先ほどの「活力がみなぎるように感じる」についてですが、まさに今、梶谷委員がおっしゃったように私たちも教育職員が仕事への誇りや意欲を持って取り組んでいることを目指すというところで、ここを項目として挙げておりました。

ほかの項目で退勤時間を決めるに類するような項目があるかどうかというところは、ちょっと今、確認できないんですけれども、教員の仕事はまさに終わりが無いので、自分で終わりの線を引かないとその日どこまでもずるずると仕事をしてしまうというところがありますので、そのことに関してはまず項目にそれに類したものがあるかどうかを確認いたします。

また、自分できちんと終わりの時間を目標として決めて、職務を遂行するということとは、大事なところでございますので、校長会等を通して周知をしてまいりたいと思います。

○宍戸健悦教育長 はい。よろしいでしょうか。

大和委員。

○大和千恵委員 はい。

2点ありまして、1ページ目の、時間外在校時間の状況というところで、月80時間を超えているような教員の方もまだまだいらっしゃるというところで、細かく提示はしなくていいのかなと思うんですけど、例えば管理職の教頭先生の割合が多いとか、教員の中でも、進路担当の先生の残業の時間が多いとか、何かその傾向ってあるとは思っているので、傾向が見えてくると先生の仕事を地域でできるところとか、AIができるところとか、多分改善しないとなかなか減っていかないと思うので、どういった先生の時間外が多いのかっていうのをちょっと出してみると、傾向というか対策も見えてくるのかなというのは感じました。

あと、もう1点は、これは私が働いていたときに、やっぱり上司の方が帰らないとなかなか

帰りづらかったりとかっていうのがあったんですけど、今、働き方改革でかなり現場のほうでも進んできているのかなと思うので、管理職の方は早く帰られたりとかして、下の先生たちが帰りやすいような環境をつくってらっしゃるのかなあとと思うんですが、やっぱり退勤時間になっても、誰も動かなかったりするとなかなか帰りづらい雰囲気にはなってしまうので、月4回以上設定するようには書いてあるんですけど、なるべく時間になったら、基本的には「皆さん帰るように」というふうに、どうしても残らなきゃいけない仕事もあると思うんですけど、そういう時間になったらみんな退勤するような空気が職員室の中でできるといいのかなあと思っています。

○宍戸健悦教育長 はい。学校教育課長。

○山田敦子学校教育課長 どうもありがとうございます。

長時間勤務。そうですね、総合的に見て、やはり教頭は長くなる傾向にあります。

それから、季節的に例えば進路指導、進路事務をする時期には、3年生の担当が遅くなったり、それから、何か生徒指導があった場合には、該当の学年が遅くなったり、あとは部活動の中体連が間近になると学校の仕事ではなくて中体連の仕事をしている理事であったり、専門委員長であったりとか、そういう役をあずかっている先生が遅くなったりというところで、ずっと年間を通して遅くなるというわけではなくて、やっぱり季節的なもの、職務的なところで遅くなるという傾向がございます。

今、御指摘があったように、そこをちょっと確認すると、校務の割り振りとか、各学校ではそれを分かった上で校務の割り振りというところはやるんですけども、今のは貴重な御意見だと思いますので各校にお知らせをしたいと思います。

それから、帰る雰囲気づくりということで、大変貴重な御意見だと思います。

学校の教員は、やっぱり、私は自分事みたいになっちゃうんですけども、なかなか「あ、時間だ、帰ろう」とっていう、そういう文化が今までなかったんですね。

この長年続いてきた文化を「はい、鐘が鳴ったから帰りましょう」とっていうのは、やっぱり同じぐらいとは言いませんけれども、徐々に変えなくてはいけないので、そのために27コマであったり部活動が地域移行になるということであったり、そういうことを今一つ一つ積み重ねているところでございます。

空気を変えていけるように、文化を変えていけるように、地道に指導をしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○宍戸健悦教育長 ほかにございますか。

これから各学校でも計画を立てていただいて、これを実際運用する中で、より実効性が出てくるようにさらに進めて、必要であれば見直しもどんどんしながらということで進めてみたいというふうに思います。

貴重な御意見をありがとうございました。

それではそのほかございませんか。

(「なし」との声あり。)

では、なければ、第19号議案市の石巻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画(案)については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

○宍戸健悦教育長 はい、では、異議がありませんので、第19号議案については、原案のとおり可決いたします。

第20号議案 教育財産の用途廃止について（旧石巻市立中津山第一小学校の一部）

○宍戸健悦教育長 第20号議案教育財産の用途廃止について（旧石巻市立中津山第一小学校の一部）を議題といたします。

学校管理課長から説明をお願いします。

学校管理課長。

○土田順平学校管理課長 はい。ただいま上程されました第20号議案、教育財産の用途廃止について（旧石巻市立中津山第一小学校の一部）について御説明を申し上げますので、今日お配りしております、差し替えをお願いしている資料に基づいて、御説明をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

こちらの、まずは21ページのほうを御覧になっていただければと思います。

今回、中津山第一小学校の土地の一部について、教育財産としての用途を廃止するものです。

初めに、教育財産の内容ですけれども、名称土地についてはこちら記載のとおりとなっております。

今回、用途を廃止する対象につきましては、裏面の22ページを御覧になっていただければと思います。

こちらは配置図になっておりますが、今回廃止する対象ですけれども、この太い線で囲まれている場所でございます、校庭の東側大体約半分ぐらいというようなところでございまして、面積といたしましては、学校用地全体の1万5,657平方メートルのうち、3,907平方メートルとなっております。

それでは、表面のほうに戻っていただきまして、続いて、用途廃止の理由でございますけれども、こちらはですね、石巻市と公益財団法人日本財団との間で締結をいたしました、災害対策拠点事業に関する協定に基づきまして、同財団の事業実施場所として活用するためとしているところでございます。

最後でございますけれども、用途廃止の期日につきましては、令和8年3月31日とするものです。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○宍戸健悦教育長 はい。

それではただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」との声あり。)

○宍戸健悦教育長 それでは、ないようでしたら第20号議案、教育財産の用途廃止について（旧石巻市立中津山第一小学校の一部）は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

○矢野健悦教育長 異議がありませんので、第20号議案については、原案のとおり可決いたします。

第21号議案 石巻市芸術文化センター名誉館長の再任について

○矢野健悦教育長 第21号議案、石巻市芸術文化センター名誉館長の再任についてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長。

○高橋秀和生涯学習課長兼博物館長 はい。

ただいま上程されました第21号議案、石巻市芸術文化センター名誉館長の再任について御説明申し上げます。

表紙番号1の24ページから25ページまでを御覧願います。

令和5年1月1日付で石巻市芸術文化センター名誉館長に委嘱をしております林家たい平氏の任期が、令和8年3月31日をもって満了することから、再任について提案するものです。

林家たい平氏におかれましては、石巻市芸術文化センター名誉館長として、まきあーと寄席の開催など、石巻市芸術文化センターの魅力を広く発信し、本市の芸術文化の振興、創造及び交流に幅広く御貢献を頂いているところでございます。

任期満了後も引き続き、名誉館長としてご活躍いただきたいと考えておりまして、林家たい平氏からも再任について、同意を頂いております。

林家たい平氏の略歴につきましては25ページに記載されておりますけれども、昭和62年に武蔵野美術大学の造形学部を卒業され、63年林家こん平に入門、平成4年に二ツ目に、平成12年度は真打に昇進されていらっしゃいます。

令和2年からは、一般社団法人落語協会の常任理事に就任されており、石巻市芸術文化センター名誉館長には、令和5年1月1日に就任頂いております。

ちなみに、芸術文化センターってなかなか聞きなれないかなと思いますけれども、まきあーとテラスのうち博物館を除く部分を、芸術文化センターといいます。

説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○矢野健悦教育長 はい。

それでは、ただいまの説明に対して御質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり。)

○矢野健悦教育長 はい。

それでは、ないようでしたら、第21号議案、石巻市芸術文化センター名誉館長の再任については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

○矢野健悦教育長 異議がありませんので、第21号議案については、原案のとおり可決いたします。

日程追加について

○**矢野健悦教育長** それではここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に、「職員の人事について」1議案を追加して審議いただきたい旨、事務局から申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

○**矢野健悦教育長** 異議がありませんので、第22号議案「職員の人事について」を日程に追加します。

第22号議案 職員の人事について

○**矢野健悦教育長** 本議案は人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

○**矢野健悦教育長** それでは、御異議ございませんので、秘密会で審議することといたします。それでは、委員及び関係説明員以外の方は、暫時退室をお願いいたします。

(秘密会開催)

その他

○**矢野健悦教育長** それでは、審議事項を終了し、その他に入ります。

初めに、委員の皆さんからございませんか。

よろしいですか。はい。

それでは各課長の皆さんから何かございませんか。

はい、学校安全推進課長。

○**佐々木伸学校安全推進課長** はい、学校安全推進課から、配付資料の1番目を御覧ください。

交通安全啓発用文房具贈呈式を3月3日に実施いたしました。宮城県トラック協会石巻支部青年部会の佐藤慎也部会長ら関係者3人が市長室を訪れ、新入学児童を対象に、交通安全を啓発する交通標識や信号が描かれた下敷きと自由帳850セットが寄贈されました。

続きまして、配付資料の2番目を御覧ください。3月9日に教育長室において、「石巻防災カルタ」贈呈式を実施いたしました。「石巻防災カルタ」は石巻専修大学学級経営研究室の大学生6人が、東日本大震災の記憶と防災意識を伝える教材として卒業研究で制作しました。カルタは市内小学校や石巻震災遺構門脇小学校に貸し出し、学校での防災教育に活用される予定としています。以上です。

○**矢野健悦教育長** はい、生涯学習課長。

○**高橋秀和生涯学習課長兼博物館長** はい。配付資料の3番、新市施行20周年記念事業NHKのど自慢についてご説明いたします。3月8日日曜日、マルホンまきあーとテラス大ホールにて開催されました。予選会には約200組の方々が出場されました。それから本選には、厳正なる審査の結果20組が出場されておりまして、水森かおりさん、それから新浜レオンさん

がゲストとして実現を頂いておりまして、通常よりも5分延長の拡大版ということで放送を頂きました。

それから、本選当日は約1,000人の方に御来場頂いてございますけども、観覧の応募者数につきましては4,000組、当選はがき1枚で2人まで入れますので、8,000人というような応募ということでございます。

今後につきましては、まきあーとテラスを始めとしまして、ビッグバン、遊楽館を活用した、文化芸術の振興につながるような企画を実施していきたいと思っております。

それから、すみません、ちょっと行き違いがあつて資料のほうには入れないでしまったんですが、3月1日にみちのくGOLD浪漫普及啓発事業歴史フォーラムというものを開催しております。

こちらのみちのくGOLD浪漫の認定以降ですね、いろいろな調査を進めていますけども、その研究成果の発表を行ったものでございまして、なかなか口で言うところとちょっと分かりづらいのですが、赤色立体地図という等高線を線じゃなくて色の濃さで表す地形図があります。石巻は現在、金華山道と金華山詣ということで認定されていますけども、石巻でも砂金採りはしていたということでございまして、南境には文献などでも残っているんですけども、この赤色立体地図を使いますと、「みよし掘り」という金を取るに掘った跡が結構ありまして、令和8年度になりますけども、この推進協議会の協力を頂きながら調査を進めていきたいと思っております。

ちなみに、博物館の事業はなかなか周知が遅かったりして、来場者は少ないんですが、今回は、折り込みチラシを入れたこともありまして127名の方が、まきあーとのほうに足をお運び頂きました。以上でございます。

○矢野健悦教育長 はい。

それでは、教育総務課長。

○木下智由教育総務課長 はい。

配付資料4番のほうです。東京にございます専修大学生学生ボランティアにより寄附金をお持ち頂きました。

3月11日の東日本大震災の日に合わせて教育長室のほうにおいで頂きました。内容としては、専修大学の学生部傘下の団体である専修神田ボランティアと専修生田ボランティアの皆様が、令和7年度の学園祭の売上金を、学校教育に関する寄附としてお持ち頂きました。専修大学のボランティア団体からの寄附は平成26年から続いておりまして今年で10回目ということで、ずっと御寄付続けていただいているというところで、教育長からも、続けていただくことや、震災当時の話もしていただいて、来られた学生の方からも、ぜひ続けたい、後輩にも繋げたいというようなお言葉を頂きましたので、この繋がりを大事にしていきたいなというふうに感じました。以上でございます。

○矢野健悦教育長 学園祭で石巻焼きそばを売った売上金だそうです。

今回10回目ということで御寄附頂きました。

はい、それでは、そのほかございませんか。よろしいですか。

では、ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いします。

○津田忍教育総務課長補佐 次回の4月の定例会につきましては、4月23日木曜日午後3

時半から開催する予定です。

場所につきましては、庁議室で開催いたします。

よろしくお願いいたします。

○宍戸健悦教育長 はい。よろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 5時30分閉会

教育長 宍戸 健悦

署名委員 大 和 千 恵